

平成27年5月 岡山市教育委員会定例会 会議録

1 開催日	平成27年5月26日 (火)		
2 開会及び閉会	開会	14時00分	
	閉会	14時40分	
3 出席委員	委員長	曾田佳代子	
	委員	東條光彦	
	委員	奥津晋	
	委員	塩田澄子	
	委員(教育長)	山脇健	
4 会議出席者			
職名	氏名	職名	氏名
教育次長	渡辺和夫	教育次長	植田朋哉
統括審議監(企画調整担当)	佐々木辰昭	審議監(学校教育担当)	天野和弘
審議監(生涯学習担当)	山口啓二	審議監(就学担当) (就学課長事務取扱)	逸見司臣
審議監(保健体育担当) (保健体育課長事務取扱)	長畑智	教育企画総務課長	赤野政治
指導課教育支援担当課長	松浦敏之	生涯学習課長	安信卓
事務局(教育企画総務課主査)	生田裕宣	事務局(教育企画総務課主任)	大西正記
5 議題及び結果			
報告第15号 児童生徒の健全育成に係る岡山県警察本部と岡山市教育委員会との相互承認連携制度に関する協定の締結について			
第20号議案 平成27年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について 原案可決			
6 教育長等の報告[平成27年4月11日(土)～平成27年5月15日(金)]			
4/15	岡山市連合婦人会総会並びに婦人大会		生涯学習課
5/13	憲法週間「市民のつどい」		指導課
塩田委員	○ 2番の内容について、憲法週間の市民のつどいの内容と、それから参加者はどんな感じの方が参加しているのか。		
指導課教育支援担当課長	○ 「和ちゃんとオレ」という映画を上映している。 オレというのが男性の50代の方、和ちゃんというのがそのお母さんで、男性が自分の母親を介護するという内容の映画になっている。その後、講演として「介護をめぐる諸問題と解決の糸口」ということで川崎医療福祉大学の松本先生に講演をいただいた。		

<p>塩田委員 指導課教育支援担当課長</p>	<p>参加者であるが、約850名、その内訳としては60代、70代の方が約3分の2を占めている。20代、30代の方もいたが、やはり会社の代表として来られたという方が多かったようである。男女比としては、男性約3割、女性が7割である。</p> <p>○ 参加者が850人と多いかと思うが、こういった方々を対象に広報しているのか。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 対象ははっきりとお答えはできないが、今回、男性介護というテーマで行っており、市の広報紙やホームページ、新聞、ラジオ等で一般の方に広くお伝えしている。また、企業にも連絡して、それぞれ代表の方に来ていただくように声かけをしている。昨年度までの参加者の方に参加カードというのを書いていただいているので、その方たちにダイレクトメールでお知らせをしている。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ この憲法週間の市民のつどいは毎年いろんなテーマがあると思うが、先ほどのダイレクトメールを送るとなると、どんどん参加者が加算されていくと思う。皆さんに送っているのか。それとも昨年だけか。</p> <p>○ 参加カードの中に送付希望の項目があるので、必要ない方は送ってはいない。希望された方だけということになっている。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 希望した方はだんだん増えてきているということか。</p> <p>○ そのとおりである。参加者の推移を見てみると、23年度が700名、24年度が700名、25年度は映画が比較的有名なものであったので900名、昨年度と今年度が850名と、増加傾向である。</p>
<p>委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 今年のテーマが男性介護とのことであったが、やはりこれから是非必要なことということで興味や関心も多かったかなと思うが、最初言われた企業宛てに案内を送るとするのは、何か抽出する基準があるのか。それとも商工会議所を通じてとか。</p>
<p>委員長 塩田委員 生涯学習課長 審議監(生涯学習担当)</p>	<p>○ そこは私の方では把握できていない。</p> <p>○ 仕事としてこれに参加できているのか、会社で役員とか何かそういうイメージで代表の方というふうに理解したが、会社員の方にも来てほしいところである。そういう仕事として派遣ができるような形なのか、自由なのか、ちょっと興味があった。</p> <p>○ 「岡山市連合婦人会総会並びに婦人大会」で何かあるか。</p> <p>○ 婦人会と教育委員会の生涯学習課との関連性の説明を。</p> <p>○ 団体の補助をしている。事務局としては特に主体的に事業をしていないが、全体の補助している。それから、運営のサポートをしている。</p> <p>○ 補足するが、婦人会については、たくさんある社会教育団体の一つということで社会教育法上位置づけられている。行政として求めに応じて女性参画の観点で指導や支援を行っている。</p>
<p>7 議事の概要</p>	
<p>委員長 委員長 全委員 委員長 全委員 委員長 全委員 委員長 委員長 指導課教育支援担当課長</p>	<p>○ 4月定例岡山市教育委員会を開催する。</p> <p>○ 本日の傍聴希望者は3名。入室してもらってよいか。</p> <p>○ <承認></p> <p>○ 日程第1、会期は本日1日限りとしてよいか。</p> <p>○ <承認></p> <p>○ 日程第2、4月定例会の議事録に問題はないか。</p> <p>○ <承認></p> <p>○ 日程第3、教育長等の報告、事業報告について質問はないか。 (会議録6「教育長等の報告」に記載)</p> <p>○ 日程第4、報告議案について説明願う。</p> <p>○ 児童生徒の健全育成に係る岡山県警察本部と岡山市教育委員会との相互連携制度に関する協定の締結については、岡山市教育委員会と岡山県警察本部との</p>

	<p>さらなる連携協力のため協定を締結する必要が生じたが、教育委員会に付議する時間的余裕がなかったため、平成27年4月30日に専決処理したものである。</p> <p>なお、岡山県警察本部と岡山県教育委員会もほぼ同じ内容の協定を本市と同時に結んでいる。</p> <p>この協定を結ぶことにした背景としては、岡山市においては従来警察から学校に少年事件などについて連絡するスクール連絡制度があり、学校からは個別相談という形で警察に情報を伝えており、相互に情報交換が行われていた。しかし、本年2月の川崎市中1男子生徒殺害事件を踏まえ、協定書としてその連携体制を明文化しておくということで、運用の差異を防ぐものである。</p> <p>また、第6条の(2)学校から警察署に相談または連絡する事案については、3ページ一番上のエの項で、病気、けが等の正当な事由がなく7日以上連続して欠席し、児童・生徒の安全が確認できない事案を含めることで、これまでの教育委員会が福祉などと連携していた事案についても連絡相談することとし、これまでよりも一歩踏み込んだ内容としている。</p>
教育長	<p>○ これについては、先ほど担当のほうから説明があったが、当然今までも警察と、教育委員会事務局を含めて情報の共有というのはしてきた。しかしながら、この協定書を結ぶことによってそれを文書化したというのが1つ。この前これを結んだ後すぐに、報道等によく7日間という話がクローズアップされていた。警察でも、これまでも子どもたちの行方がつかめないというようなことがあり、こちらからも捜すのをお願いするようなケースも結構あったので、そういうものも含めてしっかりと、よりスムーズな連携を図っていくということが趣旨である。</p>
委員長	<p>○ この前教育長がテレビでも大きく映り、市民の皆さんも関心を持たれたのではと思う。</p> <p>協定書ができてから、7日以上欠席に対し、学校、福祉等、そして警察との連携の関係で該当事案はあったか。</p>
指導課教育支援担当課長 教育長	<p>○ 今のところはない。</p> <p>○ これだけではなくて、ほかのところも含めてやはり少し子どもたちが心配だなというところは連絡をしなければならぬこともあると思う。自分から犯罪を起こさないのは当然だが、犯罪に巻き込まれないようにしないとけない。そのためには、わからないという状況はつくりたくない。</p>
奥津委員 指導課教育支援担当課長 委員長	<p>○ ほかの市町村はどうであるか。</p> <p>○ ほかの市町村は今後締結していくように聞いている。</p> <p>○ 大きく遠いところといったらなかなか連携がしにくいだろうが、最寄りのところであれば、学校とも福祉とも連携しやすいのではと思う。今のところはこの協定書ができたことで実働しているようなケースはないようだが、今後あったときには早く動けるということは良い。</p>
委員長 就学課長	<p>○ 日程5の第20号議案の説明をお願いします。</p> <p>○ 第20号議案の平成27年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定についての説明を行う。</p> <p>5ページをご覧ください。平成27年度岡山市就学援助認定基準及び支給基準額についてである。平成27年度就学援助を受けることができる者「岡山市就学援助規則第2条第2項の生活保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者（準要保護者である）」の基準を定めている。4項目あるが、昨年度と同様である。1の項目は生活保護の停止又は廃止、税、国保、年金などの減免など、2の項目は所得金額の基準、3の項目は様々な事情により今年1月1日以降収入が著しく減少したときなどである。</p> <p>6ページの資料1をご覧ください。平成27年度就学援助認定基準額に</p>

ついてである。岡山市は、就学援助認定基準を算定するに当たり、前年度の4月1日時点に国から示された生活保護基準を根拠として算定している。所得基準を決定する方法として使用する項目は、第1類基準額（年齢基準）、第2類基準額（人数）、冬季加算、期末一時扶助、住宅扶助（前年8月の岡山市民営住宅家賃）、教育扶助、学級費、給食費、学習支援等。岡山市独自で採用している住宅扶助は月額43,056円、9.75坪（3DK）である。また、給食費は26年度と同額で小学校が4,207円、中学校が4,608円である。

使用する項目単価を積み上げ、平成12年度から安定した就学援助を目標として、4人家族の標準的な家族構成を考え11パターンを例として積算を行い、11パターンの平均値を算出し、1.3倍を乗じた金額を総収入として、所得税法上の給与所得表により所得に換算した額により行っている。地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が4人家族の場合、4人家族以外の場合、1人につき38万円をそれぞれ増減している。

7ページ、資料2-1をご覧ください。平成27年度4人家族11パターンの表で、平成26年4月1日生活保護基準を採用している。表の右下に、11パターンの就学援助基準額の平均金額を記載している。3,916,033円である。

続いて、8ページ、資料2-2をご覧ください。平成27年度4人家族11パターンの表である。生活保護基準見直し前の平成25年4月1日生活保護基準額を採用している。表の右下に11パターンの就学援助基準額の平均金額を記載している。4,022,443円。結果、平成27年度の認定基準額について、ルールに基づき算出した結果、平成26年度4月1日生活保護基準を採用すると、26年度より11万円下がることになる。しかしながら、平成26年1月に子どもの貧困対策推進に関する法律が施行され、義務教育段階の就学支援の充実等、子供の貧困対策に関する大綱が示され、国を挙げての貧困対策を進めている。また、生活保護基準の見直しに伴い、できるだけその影響が他の制度に及ばないように対応との国から再三の通知が出ている。その結果、総合的に判断し、平成26年度の認定基準を維持することとする。以上により、6ページ下の表のとおり平成26年度と27年度と同額になる。

続いて、9ページ、資料3をご覧ください。平成27年度就学援助費支給基準額の資料である。その中で、東日本大震災被災者に対する支援であるが、3月の大震災により被災地域から岡山市への転入が予想されたが、当時は混乱の中、被災・罹災証明を取ることができないところもあったため、緊急的に申立書と聞き取りのみの対応で、これまで広く自主避難者も含めて新入学学用品費の支給、保育園の保育料、幼稚園の授業料の減免をしてきたが、改めて平成26年5月に厚生労働省から補助事業の実施要綱が示され、支援対象者については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づいて政令で定める区域で被災された方を特定することが明確化された。このため、本市においても平成27年度からの国の要綱どおりの対象者の保育料を減免する。あわせて幼稚園授業料も同様、また新入学学用品の支給対象者についても政令で定める区域で被災された方に特定する。

続いて10ページの資料4をご覧ください。支給単価については、国の要保護児童生徒援助費補助金単価に準拠している。学用品から校外活動費まで。金額も平成26年度と同額である。岡山市が独自に単価を設定している費目、中学生の修学旅行費については、47,700円から57,290円に上げる。それが要保護児童生徒援助費補助金予算単価の上限である。

修学旅行については、引き続き、校長会などで華美にならないよう保護者負担軽減を図るよう、行程などをお願いをしていく必要がある。給食費について

東條委員	<p>は、二分の一を下回らない金額としている。</p> <p>以上、簡単であるが説明を終わらせていただく。審議をお願いする。</p> <p>○ 普通に計算すると下がってしまうところを維持するところ、かなりいいことだなと思うが、1つ、9ページのところで震災関係のところだが、自主避難者が除外されるというふうに理解すればいいのか。</p>
就学課長	<p>○ 指定区域外の自主避難者は除外される。指定された区域での罹災証明、被災証明、その当時そこに住んでいたというものである。</p>
東條委員	<p>○ その方たちは実際にはどのくらいおられるのか。</p>
就学課長	<p>○ 平成26年の資料であると150人くらいである。</p>
東條委員	<p>○ 子どもさんの数が150ということか。</p>
就学課長	<p>○ そうである。</p>
東條委員	<p>○ 世帯としてはどのくらいあるのか。</p>
就学課長	<p>○ 把握していない。</p>
教育長	<p>○ 今回範囲を絞ることは、それまではなかったわけだから、自己申告によって全部受け入れていたと。それを含めての人数。</p>
東條委員	<p>○ 新たに設定された基準で150人ぐらいの子が対象外になると。</p>
教育長	<p>○ それだけでいけばそうだ。対象区域から来ているし、何人その中にいるかは不明である。今まで認定しているのはそのままということである。</p>
東條委員	<p>○ 対象者がどのくらいいるのかなという素朴な疑問があって、そんなに多くないのだったら分けなくてもいいのでは思ったということだが、150人おられるのか、対象になっている区域外だけでも自主的に来られている。</p>
就学課長	<p>○ 自主避難と指定された避難合わせての数である。</p>
塩田委員	<p>○ 認定される人数だが、年々どういった感じなのか。</p>
就学課長	<p>○ 認定される人数は年々減ってきている。</p>
塩田委員	<p>○ 東日本大震災だけじゃなくて全体の人数だが。</p>
就学課長	<p>○ 生徒数も減っている。</p>
委員長	<p>○ 認定率と、それから応募者との関係も知りたいが。</p>
就学課長	<p>○ 平成24年度で申請者数が小・中合わせて10,068人、認定者数が9,634人、認定率の平均が16.80%。内訳は小学生の申請者数が6,364人、中学生が3,704人。24年度の各認定者数の内訳、小学生が6,083人、中学生が3,511人。認定率は小学校が15.71%、中学校が19.06%、それが24年度である。25年度については、申請者数が9,813人、小学校が6,174人、中学校が3,649人、認定者数、25年度合計で9,447人、内訳、小学校5,941人、中学校が3,561人。認定率、25年度平均が16.61%で、内訳は小学校が15.48%、中学校が18.97%。平成26年度、申請者数、トータルが9,501人、小学校が5,985人、中学校が3,516人、認定者数トータルで9,120人、小学校が5,729人、中学校が3,391人、認定率平均が16.15%、小学校が15.04%、中学校が18.44%である。</p>
塩田委員	<p>○ 1つ気になるのは、本当に支援を要する人がこの制度を知っているのかということである。学校で広報しているということは聞いているが、例えばそういったときに何で知ったかというようなアンケートをとって、どういう広報が有効なのかというようなことを調べられたことはあるか。</p>
就学課長	<p>○ ない。</p>
塩田委員	<p>○ なるべく多くの方が知るような方法をとっていただきたいと思う。</p>
就学課長	<p>○ できるだけ周知できるように努めていく。</p>
委員長	<p>○ これは、学校全体で全校配付分の印刷物は配っているのか。</p>
就学課長	<p>○ そうである。</p>

委員長	○ 学校がどのくらい声をかけるかにもよるだろうが、ホームページとか広報とか、そういうことで見る人も多いと思うので。
就学課長	○ ホームページに載せて、市民への広報紙にも載せている。
委員長	○ 貧困率が高くなっているのかなという気がしながらも、この就学援助の認定率、応募者数が減っているというのはどんなふうに捉えているのか。
就学課長	○ できるだけ周知はしているが、やはり少子・高齢で少し生徒が減ってるのも一つの要因かなと思っている。
委員長	○ 両極になっている。
教育長	○ だから、その枠にははまらないけれど、その枠より下の人が増えてきているのかもしれない。ところが、その辺がもう認定外になったと。もう少し詳細に調べてみないとわからないところがあるが。
委員長	○ この貧困対策に関して国のほうの事業で予算的にはかなり補助金が市町村単位でくるのか。
就学課長	○ 就学援助については、補助金等はつかない。
委員長	○ 貧困対策をなささい。それが大事だと言いながらも、それは市町村に任せられるということか。その単位が、今回前年度比に合わせて同額で頑張っている様子はわかるが、貧困の度合いが強くなっているのか、そうでないのかにもよると思うので。今回、修学旅行で中学生が1万円ぐらい増加したというのは、これは保護者にとって非常にありがたいことじゃないかなと思うが、この経緯は昨年が少なかったということか、今年が頑張ったということか。
就学課長	○ 特に沖縄等が重い負担になっているので、それは少し上げなければならないと思われるということで増額した。
委員長	○ 一気に1万円というのは、何かうれしいことではあるが、そんなにすぐに変えられるものかなというのも。そのあたりは、今までの実績とその現場の実績を加味して変えたということによろしいか。
就学課長	○ そうである。
委員長	○ 今、修学旅行は北九州が多かったり沖縄が増えていたり、その状況はどういう状況か。
就学課長	○ 学校は、25年度は九州方面が18校で26年度は逆に17校に減った。25年度は沖縄方面が17校で26年度は18校である。
委員長	○ 大体半分ずつぐらいか。この就学援助を見ながら行く先が決まることは余りないと思うが。沖縄方面にした人にとって少し負担が楽になるのはもちろんいいことである。
奥津委員	○ 9ページの表の下の米印の意味は。米印1つのところの費目は、要するに修学旅行と医療費であるが、これは要保護児童生徒も対象とするというのは、どういう意味なのか。
就学課長	○ 修学旅行は、生活保護の子が支給対象とならないので、私どもの就学援助のほうから出している。
奥津委員	○ この要保護児童というのは生活保護の子という意味か。わかった。
委員長	○ それでは、就学援助の基準についてこれでよいか。 広報のことについては、ここに直接は関係ないが、保護者の皆様によく知らせてあげるような施策をとって欲しいと思っている。よろしくお願いします。
全委員	○ <承認>
委員長	○ 第20号議案は原案どおり可決する。

傍聴の状況

報
一

道
般

1名
2名

平成27年5月 岡山市教育委員会定例会（非公開） 会議録

1 開催日	平成27年5月26日（火）		
2 開会及び閉会	開 会	14時40分	
	閉 会	15時43分	
3 出席委員	委 員 長	曾 田 佳 代 子	
	委 員	東 條 光 彦	
	委 員	奥 津 晋	
	委 員	塩 田 澄 子	
	委員（教育長）	山 脇 健	
4 会議出席者			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	渡 辺 和 夫	教育次長	植 田 朋 哉
統括審議監（企画調整担当）	佐々木 辰 昭	審議監（学校教育担当）	天 野 和 弘
審議監（生涯学習担当）	山 口 啓 二	審議監（保健体育担当） （保健体育課長事務取扱）	長 畑 智
教育企画総務課長	赤 野 政 治	指導課長	岡 林 敏 隆
生涯学習課長	安 信 卓		
事務局（教育企画総務課主査）	生 田 裕 宣	事務局（教育企画総務課主任）	大 西 正 記
5 議題及び結果			
第21号議案	岡山市教科用図書選定委員会委員の委嘱について		原案可決
第22号議案	岡山市学校給食運営検討委員会委員の委嘱について		原案可決
第23号議案	岡山市社会教育委員の委嘱について		原案可決